

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請

事 項	毒物劇物販売業の登録を受けようとするとき（奈良市内店舗を除く）				
根拠法令等	法第4条(営業の登録) 法第4条の3(販売品目の制限) 法第5条(登録基準) 法第4条の2(販売業の登録の種類) 令第33条(登録票の交付等) 令第37条(省令への委任) 規則第2条(登録の申請) 規則第4条の2、4条の3、4条の4第2項(店舗等の設備) 奈良県毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準				
提出書類	1 毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請書【別記第2号様式】 2 営業所の設備の概要図【共通様式1～3】 3 申請者が法人の場合には、登記事項証明書 4 毒物劇物取扱責任者設置届（登録申請と同時に提出が必要。ただし、現物を扱わない伝票処理のみの店舗については提出不要）【別記第9号様式】 添付書類 (1) 資格を確認する書類（薬剤師免許、毒物劇物取扱責任者試験合格証の写し、卒業証明書、単位取得証明等） ※以下の①～③のいずれかを提出 ① 薬剤師免許、毒物劇物取扱者試験合格証等原本を薬務課へ持参の上コピーを提出 ② 資格を証する書類のコピー余白に「原本に相違なし」との文面、確認年月日、申請者の記名・押印のあるものを提出（なお、ウラ面記載のある免許については必ず両面コピーを添付。） ③ 高校等の単位取得証明や卒業証明書など、複数回発行が可能な書類については原本を提出 (2) 診断書【共通様式9】 (3) 宣誓書【共通様式10】 (4) 使用関係を証する書類【共通様式7】				
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	5日（閉庁日及び書類補正期間を除く）		
受理機関	知事（薬務課）	提出部数	1部		
手数料 (収入証紙)	14,700円				
	平成9.4.1現在				

<留意事項>

1 登録の基準

「奈良県薬局等許可審査基準及び指導基準」に定めるとおり。

2 申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請書表題	・ 一般、農業用品目、特定品目のいずれに該当するかを○印で囲むこと。
店舗の所在地及び名称	・ テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
備考	・ 毒物劇物を直接取扱わない販売業にあつては、備考欄に「伝票処理のみ又は現品の取扱いなし。」と記載すること。 ・ 申請理由の該当事項を○で囲み、仮店舗の場合は営業予定期間を記入する。 ・ 添付省略書類の有無の該当事項を○で囲む。 ・ 省略書類がある場合は、その名称及び提出済み手続の種類を○で囲むとともに、届出済書類の提出年月、登録番号を記載すること。
その他	・ 法人の申請にあつては、法人登記印を押印すること。 ・ 申請時に記載事項を容易に訂正できるよう、申請書の余白に捨印を押印することが望ましい。 ※捨印がない場合は、全ての訂正箇所を押印が必要。

3 添付書類に関する取り扱いについて

(1) 毒物劇物取扱責任者設置届

毒物劇物取扱責任者として、申請した店舗に勤務できる者から選任し、毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出すること。

なお、毒物劇物を直接取扱わない販売業にあつては、取扱責任者の設置は必要ない。

(2) 添付書類の省略等

省 略 可 能 な 書 類	省 略 で き る 場 合
登記事項証明書	・ 現に他の申請・届出の添付書類として提出済みであつて、その内容に変更がない場合
免許証・使用関係を証する書類	・ 申請者の経営する他の店舗において現在又は過去に取扱責任者として届出済みであつてその内容に変更がない場合 但し、離職者が復職する場合にあつては、省略できない。 ・ 申請者が取扱責任者である場合は、「使用関係を証する書類」は添付不要
診断書	・ 現に他の申請・届出の添付書類として3ヶ月以内に提出済みである場合

(3) 薬剤師免許証、卒業証書等の確認

免許証等の原本を持参して呈示、又は免許証等の写しに「原本に相違なし」との文面、確認年月日（申請日の3ヶ月以内）、申請者の記名・押印（法人の場合は登記印必須）の上、提出。

なお、裏面に記載のある免許については必ず両面をコピーする。

4 登録票の交付

申請施設の調査日（原則として毎月8日、23日）の1週間後に登録票を発行するので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手430円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。